

# 令和5年度道の駅「うれしの まるく」イベント開催業務委託仕様書

## 1 業務名

令和5年度道の駅「うれしの まるく」イベント開催業務委託

## 2 目的

本業務はイベント等の開催・広報業務により、道の駅「うれしの まるく」への集客を図るものである。西九州新幹線の開業と同時にオープンし、1周年を迎える道の駅「うれしの まるく」において更なる集客促進及びにぎわい創出のため、11月～3月の中でイベントを2回開催し、嬉野市全体としての地域経済への波及効果を促していくことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（金）まで

## 4 実施場所

道の駅うれしの まるく  
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 4370 番地 2

## 5 委託業務内容

### (1) イベントの開催

#### ① 日程等

開催日程および開催時間については市と協議のうえ決定すること。

#### ② イベント内容

ア 道の駅「うれしの まるく」の魅力を高める内容とすること。

イ 独自性があり、効果的な内容とすること。

ウ 道の駅「うれしの まるく」内の1号公園および2号公園を生かして楽しめるコンテンツを盛り込むこと。

③ その他

イベントの開催により利益が生じる場合は本業務の収支計画における収入として充てることとする。

※入場料および出店料などを第三者から徴収する場合は収支計画書が必要であるものとし、徴収しない場合は必要ないものとする。

(2) 広報

① 広報媒体

効果的な広報媒体を利用しイベント周知及び集客に努めること。

(3) その他会場の設営及び運営

- ・会場内の適切な運営及び安全管理並びに衛生管理
- ・会場内設備の設置及び運営（駐車場含む）
- ・イベント保険の加入
- ・会場内設備の撤去及び清掃

## 6 成果物

(1) 委託業務完了届（指定様式／委託業務完了後）

(2) 事業報告書（任意様式／委託業務完了後）

## 7 本委託の実施上の留意事項等

(1) 事業にかかる一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。

- ① 受託者は、各事業実施における主たる責任者を定め、市担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。
- ② 本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受託者が行うこと。
- ③ 企画立案、台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、運営等の業務一切を行うこと。
- ④ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、市に適宜連絡すること。

(2) 契約の変更等

- ① 委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、協議の上、同等の内容に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。
- ② 感染症の流行状況等により、業務の実施が困難または事業効果が見込めなくなった場合には、市と受託者が協議の上、仕様の変更及び委託料の減額等を行うものとする。

### (3) その他

- ① 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様である。
- ② 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- ③ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上決定する。
- ④ 受託者は本事業の実施に当たって必要な保険に加入すること。
- ⑤ イベント中止の判断については、市の判断で決定する。また、その際の委託費用について、原則それまでにかかった費用を示す書類を提示いただき協議する。
- ⑥ 受託者の責任による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。

## 8 本業務委託の委託上限金

6,600千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 9 本業務委託の委託料支払い

完了払いまたは概算払とする。

概算払の場合は、業務委託料の一部について支払いを請求することができる。